

松渕委員長

ただいまから、平成26年度第2回公共事業評価専門委員会を開催いたします。

はじめに、開催にあたりまして、委員総数10名中8名の方が出席しておりますので、秋田県政策等の評価に関する条例第13条第3項に定める定足数、これを満たしていることをご報告いたします。

なお、本日の委員会は12時の終了をめどに進めさせていただきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、次第にしたがいまして議事を進めさせていただきます。

まず、はじめに委員会に諮問があった事項等について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

事前に委員の皆様には今回の対象箇所となる評価関係資料を送付しておりますが、対象箇所については、平成26年11月14日付けで、知事から当委員会に諮問されております。

前回の第1回委員会では「新規箇所評価」に関する審議をお願いいたしましたが、この度の諮問案件は、「継続評価」と「終了評価」になっております。

「継続評価」につきましては、現在実施中の公共事業の継続や中止等の判断材料とするため、委員の皆様幅広く意見をいただくことを目的とするものであります。

評価対象となりますのは、農林水産省所管の着手後又は継続箇所評価後6年目の事業、国土交通省所管は5年目の事業、また、総事業費5億円以上の県単独事業で5年目の事業、あるいは社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた事業などとなっております。

諮問案件は全部で11件ございまして、うち、農林水産部の継続箇所が5件、建設部の継続箇所が6件であります。

なお、ファイルのインデックスで「点数一覧」と書かれた資料がありますが、これは、継続箇所評価の実施後3年を経過した事業について、所管課が評価基準点の再確認を行うものでありまして、5点以上の増減があった場合に限り、6年ないし5年経過した箇所と同様に継続箇所評価の審議対象となるものであります。しかしながら、今回は評価点に5点以上の増減がある箇所がなかったために、資料は付けてございますが、審議の対象とはなってございません。

次に、「終了評価」についてですが、県が実施した公共事業の有効性等の観点から、適切な維持管理や利活用の検討を行い、同種事業の計画・調査等に反映するため、委員の皆様から

広く意見をいただくことを目的とするもので、評価対象は、総事業費10億円以上の事業で、事業終了から2年経過した日が今年度になる、そういった事業が対象となります。

この「終了評価」は、本来であれば年明けにご審議いただければよいものでありますけれども、今年度は対象箇所が8件と非常に少なかったことから、委員の皆様には大変ご難儀をかけることとなりますが、継続評価と一緒にご審議をいただくということとしております。

今回の諮問案件は8件で、うち、農林水産部所管が5件、建設部所管が3件となっております。いずれの評価も委員の皆様からいただいたご意見等は、事業の実施等に可能な限り反映してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

松淵委員長

ありがとうございました。それでは、諮問のありました19件の事業につきまして調査審議を行います。

農林水産部所管事業と建設部所管事業において、意見等を伺いたいと思います。あらかじめ各委員に資料が送付されておりますので、時間の都合上、県からは箇所を抽出して説明をお願いしますが、継続箇所と終了箇所これは各課ごとにまとめて説明をお願いします。

それでは、はじめに農林水産部所管の10件について審議を行いたいと思います。県の担当課に説明をお願いいたします。

倉部農地整備課長

おはようございます。農地整備課の倉部と申します。よろしく申し上げます。

日頃から本県農業及び農業農村整備事業の推進につきまして、ご理解、ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さっそくですが、当課所管の公共事業評価審議対象事業は、継続地区が3箇所、終了地区が5箇所、計8箇所でございます。このうち、継続地区につきましては、経営体育成基盤整備事業から1箇所、地すべり対策事業から1箇所を説明箇所として抽出しました。また、終了地区につきましては、経営体育成基盤整備事業から1箇所を説明箇所として抽出しております。

地区説明の前に、今回の対象事業について簡単に説明します。

まず、経営体育成基盤整備事業は、いわゆる土地改良事業の中のほ場整備事業であります。ほ場を大区画化し、排水条件を良くし汎用化するとともに、担い手に農地を集積するいわゆる総合整備事業でありまして、県全体では、整備が必要とされている約10万6,000haのうち、平成25年度末までに8万6,000ha、約81%が整備済みとなっております。

す。残りの19%約20万haにつきましては、県で策定しております第2期ふるさと秋田農林水産ビジョンの中で年間約500haの整備を実施する計画となっております。

次に、地すべり対策事業ですが、本事業は地すべりによる農地や農業用施設等の被害をはじめ、人命や公共施設などの被害を未然に防止するために水抜きボーリングや土留め工の対策工事により地すべりを防止する事業であります。

なお、地すべり防止工事は、地すべり等防止法に基づき地域指定を受け県が行うことになっております。

本県の地すべり対策事業の取り組み状況であります。これまでに全県で25地区、概ね1,300haの危険地域で防止対策を講じさせてきております。

それでは、さっそく中身の説明をさせていただきます。

はじめに、経営体育成基盤事業における継続箇所の評価ですが、対象箇所2箇所のうち、総事業費の高い美郷町の羽貫谷地地区についてご説明いたします。インデックスの農一継一2の1頁目を見てください。

まず、1の事業概要ですが、事業期間は平成21年度から平成27年度までの7カ年、総事業費は7億4,000万円、事業規模はほ場整備54.5haとなっております。立案に至る背景、事業目的については割愛させていただきます。

次に、事業費の内訳・内容ですが、総事業費は先ほども言った7億3,300万円で、計画時点からみますと、区画整理面積の増などによりまして、6,300万円の増額となっております。

事業の進捗状況につきましては、区画整理工事を平成23年度までに完了しまして、暗渠排水工事は平成25年度までに完了しました。平成27年度に換地処分を行い、完了する見込みとなっております。

省略しまして、最後に事業効率の把握手法及び効果ですが、指標名が、担い手などへの農地集積率でありまして、目標農地集積率77%に対しまして、平成26年3月現在93.6%の実績、達成率は121.6%となっております。

次に、2頁をお開き願います。前回評価結果等でございますが、羽貫谷地地区は前回平成20年度に新規箇所評価を行っておりますが、指摘事項はございません。

続いて、2の所管課の自己評価についてです。まず、必要性につきましては、地域農業の構造改革推進のため、ほ場整備を契機とした農地の流動化、担い手の確保・育成の必要性が一段と高まりのある一方で、区画の狭さや排水性の悪さなどによりまして、米偏重の農業経営から脱却出来ない状況にありまして、これらの問題解決のためには、ほ場整備が妥当な事業と考えております。

緊急性につきましては、農業従事者の高齢化や担い手の不足が進展しておりまして、中核的な担い手の育成・確保など、地域農業の体質強化が強く望まれています。また、畑地利用による大豆、枝豆の栽培などの産地づくりといった新たな水田農業の展開も求められていることから緊急性は高いものと考えております。

有効性につきましては、6頁のA3版の参考資料をご覧ください。資料の左上と右上に示しておりますのは、農地集積状況であります。計画は、農業生産法人1法人に41.2haを集積する計画でございますが、平成25年度の実績は、法人1法人に44.5ha、集落営農組織1組織に5.6ha、計50.1haでありまして、93.6%を集積しており、77%の集積目標を既に達成しております。また、地区の法人等においては、米以外に大豆や枝豆などが作付されており、ほ場整備の有効性が発揮されていると考えております。

2頁に戻りまして、効率性についてですが、費用便益費が2.19となっております。また、工事に際しては再生骨材を使用するなど、コストの縮減に取り組んでおります。

熟度につきましては、事業は関係農家全員の同意の上で実施しており、また着手後は地元農家、関係土地改良区、そして美郷町が一体となって進めております。

以上、本地区の評価点の合計は89点で、判定ランクはIとなります。

総合評価としましては、事業完了に向けて本地区を継続することは妥当であると考えております。羽貫谷地区の説明は以上であります。

続いて、地すべり対策事業について、継続箇所の説明をいたします。対象箇所は1箇所でありまして、鹿角市の勘忍沢地区についてご説明いたします。インデックスの農-継-3の1頁をお開きください。

まず、事業の概要、期間、総事業費、事業規模ですが、事業期間は平成21年度から平成27年度の7カ年、総事業費は3億5,000万円、事業規模は水抜ボーリング3,410mなど防止工一式となっております。

続いて、立案に至る背景ですが、本地区は平成20年4月中旬に鹿角市尾去沢の西山農免道路におきまして、道路法面がはらみ出して、道路交通が危険なために同年6月13日に鹿角市で通行止めを行いました。9月の現地調査の結果、地すべりの発生現象が確認されました。平成21年6月26日に農林水産大臣から、地すべり等防止法による地すべり防止区域に指定されております。地すべり対策事業によりまして、調査・解析・設計を行ったのち、地すべり防止施設を施工して、道路交通の安全を図り、農産物輸送や地域交通の再開のため平成21年度より事業着手しております。

事業の目的としましては、地すべり指定区域25.5haの地すべり被害の防止であります。地すべり防止施設の施行によりまして、農道延長6,639mの通行再開、そして農地

等への被害の未然防止を目的としております。

事業の内訳、内容ですが、事業費は先ほど申しましたとおり3億5,000万円ですが、事業内容は、地下水排除工などの工事3,410mと法面工一式となっております。

進捗状況につきましては、平成25年度まで対策工を必要とします7ブロック中、6ブロックが完成しております安定化が図られております。残りの1ブロックにつきましては、今年度対策工を実施中でありまして、平成27年度までに対策工事の効果判定調査を実施し、完成終了する予定となっております。

推進上の課題としましては、昨年度8月鹿角市を襲った豪雨によりまして、調査中ブロックの崩落が発生しましたが、昨年度中に実施した対策工により安定化が図られ、特に問題はありません。

関連する計画等につきましては、第2期ふるさと秋田元気創造プランの県土の保全と防災力の強化を進める施策に位置づけられておりますほか、県の地域防災計画における土砂災害予防計画などに位置づけられております。

省略しまして最後に、事業効率把握の手法としましては、指標名を地すべり危険箇所整備率としております。指標式は、地すべり危険区域の概成地区数を地すべり対策工事実施地区数で割りまして、平成25年度までの達成率は85%となっております。

前回評価結果等についてですが、堪忍沢地区は採択後、今回が初めての継続箇所評価となりますので、該当なしでございます。

続いて、2の所管課分析評価ですが、まず必要性につきましては、本事業は地すべり対策防止法第7条により、地すべり防止工事は都道府県が行うこととなっております。また、農地、道路等の農業施設への被害を防止し、地域農業の維持、県土の保全や民生の安定を図るため、地すべり防止工事は必要と考えております。

緊急性につきましては、被害対象が農地にとどまらず、人命や道路などの公共施設にまで及びますので、緊急に対策工事の実施が必要と考えております。平成21年の7月の豪雨、昨年8月の豪雨により地すべりが発生しまして、土の塊が道路を覆い非常に危険な状態となりましたが、幸い通行車両に被害はなく、事故発生は一切ございません。これがもし事故発生となりますれば大変なことでありまして、早急に地すべり対策を実施する必要があると考えております。なお、地すべりの発生箇所につきましては既に対策講じ済みとなっております。現在では安全が図られている状況です。

最後に、効率性ですが、費用対効果は総事業費3億5,000万円に対しまして、農地、農業施設、農作物などの総便益は5億6,000万円となりまして、B/Cは1.44です。費用以上の効果が認められます。また、構造物の基礎などに再生砕石を使って、コスト縮減

を図っております。

以上、本事業の評価点の合計は84点となりまして、判定ランクIとしております。

総合評価としましては、事業完成に向けて本地区を継続することは妥当であると考えております。

次に、終了箇所についてご説明いたします。対象地区は5地区でありまして、すべてほ場整備事業であります。中から事業費が一番高額となっております横手市の沼館地区について説明いたします。インデックスの農一終一4の1頁をご覧ください。

箇所説明に入ります前に、資料の訂正をお願いします。資料の真ん中やや上にあります「事業規模」の欄ですが、前回は「H22」となっておりますけれども、「H21」に訂正をお願いいたします。失礼しました。それでは説明に入ります。

事業の概要ですが、本地区の事業期間は、平成13年度から平成24年度までの12カ年、総事業費は42億5,000万円、事業規模はほ場整備事業383.2haとなっております。

事業の内訳・内容及び要因変化についてです。最終事業費は、42億4,800万円で、前回評価時点からみますと、区画整理面積の減及び暗渠排水面積の減によりまして、10億8,200万円の減額となっております。

次に、コスト・効果対比較についてですが、最終コストは0.80でありまして、終了評価時の費用便益は1.77となっております。この費用便益比の主な要因としましては、便益につきましては大きな変化はなく、費用につきましては事業費の減に伴います総事業費の減によるものとなっております。

次に、目標達成率につきまして、指標名が担い手等への農地集積率となっております、目標の61.5%に対しまして、平成26年3月現在61.5%の実績でありまして、達成率は100%です。

次に、自然環境の変化についてですが、地域の基幹排水路であります石持川幹線排水路への濁水流水防止対策など環境に配慮した結果、現在も以前と変わらない自然環境が維持されております。

社会の経済情勢の変化についてですが、農政改革を受けまして米のみに依存しない複合型の生産構造の確立が求められており、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」においても重点戦略の取組の一つとして「産地づくりと一体となったほ場整備の推進」を図ることとしております。

最後に、事業終了後の問題点及び管理・利用状況についてですが、ほ場は適切に管理されておりました、事業効果が発揮されていると考えております。また、設立されました2つの

法人、3つの集落営農組織及び個人の担い手25名に地区面積の62%が集積されておりまして、効率的な営農が展開されております。2頁をお開きください。

住民の満足度などの状況についてですが、3頁のグラフも合わせてご覧ください。受益者と一般県民を対象に事業終了後の本年10月に実施したアンケート結果を表しております。そのうちの労働時間について「短縮された」「やや短縮された」を合わせて95%、設問3の維持管理につきましましては、負担が「少なくなった」「やや少なくなった」を合わせて96%、設問5のほ場整備の満足度につきましましては「とても満足」「やや満足」を合わせて84%が満足との結果となっております。

上位計画での位置づけについてですが、先ほど申しました「ふるさと秋田元気創造プラン」におきまして、産地づくりと一体となったほ場整備を推進を図ることとしており、農業法人等への農地の集積など多様な支援を行うこととしております。前回評価結果等については、指摘事項はございません。

2の所管課の自己評価についての有効性ですが、アンケートと調査では、ほ場整備の総合評価が、受益者200名中84%が満足しており、非農家地域住民50名、その中でも「とても良かった」「やや良かった」を合わせて94%がほぼ良かったと評価しており、満足度が高いことからA評価としております。また、事業の効果としましては、農地集積割合の達成率が100%でありまして、A評価となっております。併せて総合評価は、A評価となります。

最後に、効率性につきましましては、①の事業の経済性の妥当性は、便益費が1.77となっておりますので、A評価となります。

総合評価としましては、すべての評価がA判定ですので、妥当性が高いものとして総合評価Aとしております。

最後に、3の評価結果の同種事業への反映状況等につきましましては、ほ場整備を契機とした中心となる経営体の育成、農地集積による規模拡大、コスト縮減や環境配慮への積極的な取り組み、地域農業への目指す姿に応じた整備や戦略作物の産地づくりを一層推進してまいりたいと思っております。

以上、農地整備課所管の継続地区及び終了地区についてご説明を申し上げます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

佐藤森林整備課長

森林整備課所管の継続箇所評価につきまして、治山事業の中の地すべり防止事業の2地区でございますけれども、ご説明をさせていただきます。2地区のうち、事業期間及び事業費を変更します農一継一5の砥沢地区についてご説明申し上げたいと思います。もう一つの農

一継一４の狼沢の地すべりにつきましては、事業費は変更せず工法のみの変更であるため、今回は説明省略させていただきたいと思えます。

それでは、調書の農一継一５をお開き願います。本事業は、人家や道路など地すべり災害から保全するため、地すべり防止区域内の対策工事を実施するものであります。４頁の位置図をご覧ください。当地区の地すべり防止区域は、由利本荘市の旧鳥海町を流れます一級河川笹子川支流の丁川の左岸側の北西斜面に位置しております。黄色のラインが保全対象の警戒区域でございますけれども、この中に人家４４０戸、道路１，１００ｍ、農地３００ｈａ、こういったものが主な保全対象の内容でございます。

次に、５頁をご覧ください。これは地すべり防止区域内を航空機で測量し、この測量データを基に陰影図を作成したものでございます。破線に囲まれた範囲が現在確認されております滑動範囲でございます。面積は約７９ｈａとなっております。この砥沢地区には、頭部に大規模な滑落部が見られ、直下には陥没帯が形成され、地区内には分離した小さい丘でありますとか台地が確認されております。これらからこの地区は古くから地すべり滑動が繰り返されてきたものと推察されるところでございます。この地すべりブロック内では、GPSによる移動量・移動方向を観測しており、この陰影図には観測地点、移動量、移動方向を示しております。移動方向はいずれもブロック直下の丁川方向に移動しており、観測当初は年間３０ｃｍを超える移動量が観測しておりましたけれども、現在は減少傾向にございます。ちなみに、矢印の緑色が平成１０年から平成１５年の間の平均の単年度の移動量、オレンジが平成１５年から平成１９年の単年度の移動量、それから赤がやや見づらいんですけども平成２０年から平成２２年の単年度の平均の移動量となっております。移動量が減少傾向にあることがお分かりになるかと思えます。

それでは、事業の概要をご説明いたしますので、調書の１頁にお戻りくださるようお願いいたします。事業期間は、平成９年から平成３５年度までの２７年間でございます。地すべり対策に当たっては機構調査や効果判定を行いながら対策を進めていきますけれども、これまでの地すべり機構の調査結果によりまして、斜面長が約１ｋｍ、幅も約１ｋｍでありますけれども、平成２２年に滑っているすべり面の最大深さが約１６０ｍの大規模な地すべりであることが判明したところでございます。この砥沢地区は、県内はもとより国内でも数えるほどしかない大規模な地すべりでございまして、こうした大規模地すべりの安定化を図るために対策工の全体計画の見直しを平成２５年度に行ったところであり、それに伴う事業期間及び総事業費の変更が必要となり、今回の評価委員会で審議いただくこととしたものでございます。変更後の総事業費は、前回の評価時の１９億円から４５億７，０００万円になってございます。事業内容といたしましては、約高さ２．５ｍのトンネルを掘ります隧道工が１，

788m、集水井戸工が8基、ボーリング暗渠工が2万9,100mといった内容になってございます。

次に、事業実施の背景でございますけれども、平成8年の融雪時に、地すべり地の末端付近の町道で隆起や亀裂などが確認されまして、更に活発な地すべり滑動が生じた場合には、下流域の集落や県道、耕作地に多大な被害を及ぼすことが懸念されることから、平成9年度より地すべり防止工事に着手したところでございます。

事業内容と進捗状況につきましては平面図でご説明いたしますので、6頁をご覧ください。これは地すべり滑動が確認されている砥沢地区の平面図でございますけれども、既に完了しました防止工事は緑色で着色されてございます。図面が非常に複雑でございますけれども、図面右端の方の扇状の緑色の図形がございまして、ここにまず8基集水井戸を掘りまして、そこから集水ボーリングを行いまして、まず地下水の排水を行いまして、この辺の滑動を抑えたといった内容になってございます。それから上部の方に横線の緑色の太い線がございまして、ここにもトンネルでございまして、そこから集水ボーリングを掘りまして地下水の排除を行っているといったような内容になってございます。ちなみに、既設の隧道工が838mとなっておりまして、地下水の排除を行ってきたという状況でございます。これらの対策工によりまして、最初年間最大30cm程度でありました移動量が現在は10cm程度に減少しているという状況でございます。しかしながら、現在、斜面頭部に施工されております隧道工からのボーリングの暗渠工のみでは、斜面下方の地下水低下や地すべり滑動の停止には至っておりませんで、更なる地下水排除のための隧道工及びボーリング暗渠工を追加施工することとしてございます。

なお、新たな隧道工の位置につきましては、これまでの地下水低下量などの観測データを基にシミュレーションを行い、より効果的な位置を選定し施工する予定でございます。図面の中に黄色のラインで3本左右に横断する計画線が載っておりますけれども、これは計画線で行いまして、今のところこの真ん中のラインで隧道工を設置して集水ボーリングを掘りたいというふうに考えているところでございます。今後これらの追加工事によりまして、地すべり滑動の移動停止状態を確認し、概成の判断を行っていきたいと考えているところでございます。

次に、自己評価でございまして、調書の2頁をご覧ください。当該地は、地すべり滑動が現に発生していることや、下流に人家・県道などがあること、また地域の要望は高く、必要性、緊急性が高いものと判断したところでございます。また、費用対便益も記載のとおり3.45であるとともに、工事の実施に当たっても対策工事の効果判定を的確に行い、効果的な対策工の配置を行いコスト削減を図っており、効率性を有するものと考えていると

ころでございます。更に、熟度につきましても地元住民や由利本荘市から早期安定のため引き続き地すべり防止事業の継続を強く要望されているところでございます。

これらを総合して判定した結果、評価点は84点でランクⅠとなっております、総合評価といたしまして、事業実施箇所といたしましては優先度は高く、継続して実施すべきもと考えているところでございます。

なお、7頁をご覧いただきたいと思いますが、ここに地すべりの最大深度が確認された地点の横断図面、それから8頁にはこれまでに施工いたしました集水井工、あとはトンネルであります隧道工の写真を添付しておりますので、ご覧願いたいと思います。以上で説明は終わりますが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松渕委員長

ありがとうございました。それでは4件について説明がありましたけれども、説明箇所に限定せず、諮問箇所全体に対して、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

山本委員

農一継の5箇所について質問させていただきます。この5箇所の評価点ですけれども、緊急性の部分の評価点につきまして、3、4、5は3箇所とも地すべり対策ですので緊急性が20点というのは理解できます。1と2ですが、こちらの緊急性の内容が全く同じであります、評価点が8点と6点で2点の差となっている。この差、この違いは何でしょうか。評価基準に基づく評価だと思いますが、評価内容が全く同じで点数が違うのはどういう違いか内容をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

倉部農地整備課長

今、委員がご指摘しましたのは、ほ場整備事業の方でございますね。継続地区の、例えば大館沼館地区の緊急性が6点、それから同じく継続地区の羽貫谷地地区につきましては8点、その2点の違いということですね。先ほど、私が説明した羽貫谷地地区につきましては、ほ場整備事業は先ほど申しましたとおり、農地を大区画したとか暗渠排水によって汎用化して農作物を作れるようにすると同時に一番大きな効果というのは、農業構造の改善と言いますか、担い手に農地を集積するということがひとつの大きな目的になっております。羽貫谷地地区でご説明しましたとおり、法人とか、それから個人担い手及び集落営農組織に計画以上の100%の集積が進んでおりまして、こういう意味で非常に効果が高くなっておりまして、緊急性という意味でも非常に評価が高くなっております。一方で、大館市沼館地区につつま

しては、十分に取り組んではいるんですけども、まだしっかりその辺が進んでいない部分的に取り組んでいるということで評価が低く、この2点の差が8点、6点という違い。緊急性といいますけれども、この秋田県の農業におきましては、担い手に農地を集積するということは非常に緊急性が高い、重要度が高いという意味で、ここで評価が違ってきていると。沼館地区よりも羽貫谷地地区の方がそういう意味では効果が出ているという意味で、緊急性において評価が高くなっているというふうに考えております。

山本委員

分かりました。ありがとうございました。

松淵委員長

よろしいでしょうか。集積の達成率121.6%ということでかなり高いですけども、どういった背景があるものでしょうか。

倉部農地整備課長

沼館地区は、横手市の雄物川沿いのかなり広範囲な地区で集落もたくさん分散しております。担い手への集積がなかなかこれまで進まない中で、地域の様々な取り組みがJA含めて市及び集落すべてでありまして、何とかこれ担い手をまとめないとこの営農は難しいということで、この5年10年間ぐらい取り組んできたことが、この結果につながっていると思っております。大館沼館地区につきましては、大館市の市街地に近い所でございますけれども、ここにつきましても一生懸命取り組んでいるところですけども、沼館地区に比べるとまだまだ課題が残っているというふうに考えております。

松淵委員長

終了の方の沼館地区は61.5%、これは逆に今までのほ場整備の中で一番低いレベルだと思いますけれども、ここら辺もう少し上げていかないと、先ほどの羽貫谷地地区の半分でするので、もっと取り組んでほしいなと思います。

倉部農地整備課長

委員のご指摘のとおり秋田県では今、ほ場整備事業の集積率と県の一般的な集積率では若干集積の対象が違うんですけども、県全体では8割、ほ場整備地区では9割を目標としております。最近の地区につきましては、ほぼ8割以上の集積率となっております。そういう

意味では、沼館地区は若干低いレベルとなっておりますけれども、様々な要因があると思います。これにつきましては、ご指摘のとおりそれ以上になりますように頑張っていたきたいと思っております。

松渕委員長

他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

永吉委員

2点ほど質問させていただきます。継続の04のところですが、この計画時には地すべりの原因を取り除くような抑制工と、それから杭打工等で止めるということで抑止工とセットで計画されていたようですけれども、これは実際には抑止工をやめて抑制工だけで進められるようですが、この辺の経緯をご説明いただければと思います。これがまず1点と、あとは03と04の地すべりの資料と、それから05の地すべりの資料を比べると、05の方では調査データが緻密に調査してお示しされていますが、前の方ではこの辺が見えてこないのは、もう既に3、4の方はやっているから無いのか、それとも何か理由があってこの調査の緻密さが違うのか、教えていただければと思います。

森林整備課（今川）

森林整備課の今川と申します。治山の方を担当しております。私の方から今のご質問について回答させていただきたいと思っております。

まず1点目の抑止工と抑制工の使い分けは、工事を見直ししている継続評価の4の箇所でございます。資料の7頁の写真をちょっと見ていただきたいと思うんですが、そちらが地すべり防止事業の狼沢地区で抑制工を実施している状況の写真でございます。この地区には、隧道工、集水井工が施工されておまして、対策工自体が平成4年から着手されており、移動ブロック内の滑り面がきっちり把握されていて、抑制工の配置が面的にすべて計画網羅できるような状況になっております。実際に実施して完了しております集水井工が33基になり、大部分を抑制工で実施しております。この対策工の効果がかなり進んでおまして、写真でもございますように、かなり集水効果が高いという状況を踏まえまして、今後残りの集水井工で十分移動が止めることができるだろうと、そういう判断に至りまして抑制工主体に変更しております。

調査結果の緻密性といいますか、緻密的な調査の結果という状況のお話のご質問でございますが、今お話ししました狼沢地区は平成4年から着手しておまして、調査がかなり進ん

だ状況でございます。重複した説明になりますが、滑り面自体が早くから把握されておりまして、計画自体がすべて網羅されているような状況が早くから確定しておりました。先ほど説明いたしました継続箇所のおきましては、先ほどの説明とも若干重複しますが、最近ようやく滑りの断面が165mと、深い断面だということが把握されてきたとそういう点もございまして、調査を現在かなり緻密な形で実施しているという状況であり、そちらの違いで若干調査の経費等が変わってきているという状況でございます。以上です。

永吉委員

ありがとうございました。

松淵委員長

他にございませんでしょうか。

込山委員

2点ほどお聞きします。まず1点目は、終了の04の沼館地区ですけれども、こちらは事業の規模が変動しているが、それに対して便益の大きな変化がないというのはどういった理由なのか、まずそれについてお答えいただきたいと思います。

倉部農地整備課長

沼館地区は当初計画は55億円でありましたが、最終的に事業費が10億円ほど減っております。ただ、ほ場整備の事業量としましては393haが383haと河川工事がありましたので、若干区画整理面積が減になりますけれども、ほぼ計画面積を整備しているという意味では、費用の効果はそのまま発揮されております。事業費の減につきましては、実はこの事業を実施しました平成13年度から平成24年度ですけれども、主に工事を行った平成10年代後半といいますのは、全県的に公共事業が少なくなりまして業者間の競争が非常に激しい時代でありまして、いわゆる請負差額というんですか、計画発注規模に対しまして工事請負額が8割以下になる事業がたくさんありました。この地区もその時期に、特に平鹿地方が業者間の競争が非常に厳しかった地域でございまして、大体80%ぐらいの請負比率となっております。この結果、10億円の事業費の減となっております。ただ、事業費の減はなっておりますけれども、計画の事業はしっかり実施しておりますのでそういう意味で効果が出ているというふうに考えております。よろしいでしょうか。

込山委員

ありがとうございました。要するに区画整備の面積としての効果としては、多少減っているけれども誤差の範囲内ということでしょうか。

倉部農地整備課長

そうですね。10haですけれども全体400ha程度ですので、ほぼ誤差の範囲内と考えております。

込山委員

分かりました。もう一点ですけれども、終了した農一終一01から05全部跨いだ話ですけれども、乾田化の評価のアンケートで「ほ場整備の効果乾田化」という質問項目について、「かなり乾田化された」と「やや乾田化された」という評価で高い地区と低い地区があり、かなり評価が分かれています。特に最初の01藤里町ですね、こちらについては随分評価が分かれているようなところがあるけれども、この点についてはどのような要因が考えられますか。

倉部農地整備課長

乾田化のための工事内容としましては、普通暗渠排水でございます。暗渠排水というのは、土中に暗渠排水管を埋設し、上を砂利で巻いて、県の場合もみ殻を詰めるんですけれども、これによりまして、本当に田んぼが乾かないような水が溜まったような田んぼがこれによって乾いて、農作物、大豆等の豆類が非常に栽培しやすくなるそういう効果がありますけれども、この効果につきましては元々の土壌のタイプによってすぐに効果が出る土壌と出ない土壌がございます。藤琴は私も現地に行ったことがありますけれども、藤琴川の流域といたしますのは非常に軟弱な粘土質の土壌でございます、なかなか暗渠の排水効果が出にくい土壌であるのかなと思います。一方で、例えば、高い地区では銅屋地区は雄物川のそばでございますけれども、河川沿いですので非常に礫、あるいは砂質系の土壌でございます、暗渠施工することによって翌年からすぐ効果が出ると。たぶん藤琴につきましても概ね大体5年ぐらいしますと暗渠の効果は土壌が改良されまして出てくるんだろうなと思っております。まだ事業終了2年ということで、まだまだ暗渠の効果が十分できていないということだと考えております。よろしいでしょうか。

松渕委員長

関連してお聞きしますけれども、便益費のところでは大きな変化はないということで、これは2頁を見ますとB/Cが1.77と出ていますけれども、この数値は変化していない、それとも変化している、どちらでしょうか。

倉部農地整備課長

沼館地区につきましては前回評価で1.69でございまして、今回1.77、若干上がっております。これは先ほど申しましたように事業費が下がっておりますので、分母が小さくなったということでこういうふうになっておりますけれども、概ね事業の内容は変わっておりませんし、効果は出ているという意味では大きな変化はないというふうに考えております。

松渕委員長

関連しまして、継-05の地すべり、由利本荘市砥沢ですけれども26億7,000万円の費用がかかり増しになっていて、B/Cは今のところ3.45と出ていますけれども、だとすれば当初これはもっとB/Cが高かったということでしょうか。

佐藤森林整備課長

由利本荘市の砥沢につきましては、平成17年当時も評価してございますけれども、当時につきましては8.21と現在の倍以上でありますので、当初はB/Cが高かったといったような状況になってございます。

松渕委員長

分かりました。工事費の話で、現在は、資材費や人件費等がかかり増しになっている状況でしょうから、これからもっと厳しくなると思いますので、その辺をしっかりと捉まえて運営管理、進捗管理をよろしくお願いします。

他にございませんでしょうか。

永吉委員

意見ですが、終了の04と05でアンケート結果が記載されていて、そこに8項目ありますが、1から5までが内部経済効果についてのアンケート、6以降が外部経済効果についてのアンケートということでやられております。なかなか外部経済効果の評価というのは、アンケートでは難しいところもあろうかと思えますし、そうした中で非常に工夫されてやられ

ているのなと思いますが、8番のアンケート内容ですね、「総合的に見てほ場整備をどう評価しますか」というところが、これは大雑把過ぎるなと思います。もう少し具体的に農業におけるこの地域の多面性を評価するといったような仕方が、私はいいのかなと思うので、是非ともここ8番については工夫していただければというのがまず一つお願いと、あとは、農家さんの方は特に問題ないかなと思いますが、非農家さんにアンケートを実施した場合は、回答者の方の属性等が必要かと思います。年齢・性別等もあつた方がいいですし、その辺の工夫をしていただければなと思います。建設部さんの方を見ると、裏表まで使ってアンケート調査をされておりますので、そこは裏表2頁使うくらいの感じでやられたらどうかと思いましたので、よろしくお願ひいたします。

倉部農地整備課長

最初のご指摘と言うんですか、ご提案につきましては改正したいと思います。

2つ目のアンケート対象者の属性につきましては、紙面の関係でここに詳しく書いていないんですけども、一応昨年度のこの委員会でのご指摘もありまして、性別・年齢構成、分析はしております。手元にはあるんですけども、今後はそのあたりも添付したいと思います。

永吉委員

お願いします。ありがとうございます。

松淵委員長

他にございませんでしょうか。

藤原委員

私からは3点になります。継続01の大館沼館地区ですが、こちらの6頁資料で、こまちっこファームさんの作付作物がまだ水稻の記載しかないのですが、有効性の評価の中では大豆とか枝豆とかもやっていきたいというのがあります。これは事業が終わってみないと結果的に作付けが進んだとは言えないのしょうけれども、現時点で取り組まれているのかどうかということが1つと、あとはご説明がありました美郷町の羽貫谷地地区でとても集積率が進んでいて、これはこの地域が法人や集落営農に農業生産を託していこうという結果の表れだと思いますが、やはり高齢化が進んでいて農業をやってくれる人がいるならお願ひしようといった気持ちが強くて集まりがよくなっているのか、それとも地域全体で一緒にやっっていこうという気持ちの表れなのか、もしお分かりになれば教えて下さい。

あと一つは、先ほどお話があった乾田化のアンケートで、やはり意識の差が大きくて、どちらともいえないという意見が多かったりする地区も見られます。そういったのに対して内容は分かりましたが、実際に農家の方々に対して、効果が出るのは、もう少し先だとか、そういうのは地元の方々も理解済みなのかというところを教えていただければと思います。

#### 倉部農地整備課長

3つご質問、ご指摘がありました。最初の沼館地区のこまちっこファームの経営状況ですけれども、沼館地区も乾田化で言いますと、先ほどの藤琴と同じようにわりと低い地区です。要するに、大豆とかそういうものを作付けするためにはやっぱり排水性が一番重要となっていますけれども、沼館地区につきましてはまだ排水が十分できていないというのが一つの要因になっているかなと。それ以外にも法人の経営の中で、最初はどうしても米主体の経営の改善を図って、その中で農作物について進めていくという順番になっております。まだ終了2年でございますけれども、こまちっこファームが設立されましたのはこれに書いております25年昨年でございます、まだそのあたりが十分に経営の進展が進んでいないというのが原因かなと思っております。

#### 農地整備課（阿部）

羽貫谷地地区の集積の状況についてのご質問ですけれども、羽貫谷地地区につきましては、当初は法人1経営体での集積ということで当初の目標を達成するというところで進めておったところですが、このような農政改革等の影響もありまして、地域全体で話合ってもっと進めなきゃいけないとなったところです。この地域に集落営農組織がございましたけれども、その集落営農組織はまだ人化はなっていませんけれども、そちらの方にもプラスして任せようということで、さっき図面のところが黄色のところがありましたけれども、そのところが大幅なアップということになっております。このように地域全体で話合った結果ということで、非常にいい事例だというふうに思っております。

#### 倉部農地整備課長

委員のご指摘のとおり、ほ場整備事業は我々県が基盤を整備するだけではなくて、実はそれ以降の営農の指導とかが非常に重要でございます。特に、最近では県の姿勢をみますと米以外の作物への取り組みということで、JAと地域振興局等が一体となって地域の農業効果、作物づくりとか法人育成に努めておりまして、ご指摘のとおりそのあたり一体となって進める必要があると考えております。我々農地整備課としましては、事業実施時点でもそうした

営農組織との、あるいは営農に携わる各団体との連携を進めておりますけれども、事業実施後も引き続きそういうところにフォローアップすることが今後は重要となってくると考えておりますので、そのあたりは頑張っていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

松渕委員長

複合経営を進めるべきということで、田んぼの乾田化にこだわったアンケートと思いますが、その背景を具体的に教えて下さい。

倉部農地整備課長

秋田県の場合には、いわゆる畑地というのは非常に少なく、ざっと言いますと15万haくらいの農地のうち畑地は2万ha弱でほとんど13万haの水田です。秋田県で野菜と言われているものも畑地ではなくて水田で作っているものがほとんどです。水田で畑作をするためにはやはり一番重要なのが排水性の確保でございますので、そのあたりはほ場整備事業の大きな目的が、ぬかるんだ水田をいかに畑作に向けたほ場にしていけるかということが重要でございますので、そういう意味で水田にこだわっているわけではないんですけども、そのためには水田の乾田化が何よりも大事だと思っております。

松渕委員長

少しこだわりがあり過ぎるのかなという感じもしますが、そういう意味だと理解できました。他にございますでしょうか。

徳重委員

3点ありますが、1つ目は地すべり関係で農一継一04と05、例えば04の3頁目の公共事業箇所評価基準で、効率性のところで費用対効果を評価していて、B/Cが2.0以上だと加点をするというような評価となっていて、一方で、同じ地すべりでも農一継一03ですと1.0以上で加点するという評価となっている。なぜ同じ地すべり対策事業でも加点方式が違うのかなと思いました。これは何か理由があるのでしょうか。

倉部農地整備課長

3番の堪忍沢は農地整備課所管ということで、いわゆる農地農業施設を対象としていますが、地すべり対策事業でも国交省所管、農水省所管、林野庁所管と分かれていて、それぞれ評価の仕方というのは国の政策等に基づいて行っております。農地農業施設につきましては、

事業規模としましては非常に林野庁と比べて小さいんですね。評価につきましても、おそらく農地農業施設ということで比較的単純にやっている、事業規模が小さいですのでそのあたりは効果の算定についても比較的大きな枠組みで捉えているのかなと。逆に、林野庁所管につきましては、担当じゃないですけども非常に事業規模も大きくて、そういう意味でそのあたりはかなり一般より厳密といたしますか、きっちりやっているのかもしれませんが。正確な答えはできないですけども、後ほど調べて報告したいと思います。よろしいでしょうか。

徳重委員

はい。2つ目として、今のお話しに関連しますが、B/CのBの考え方についてですけども、農地とそれから治山事業で事業規模が違う、それは理解しましたが、B/CのBがこういう災害の場合は被害想定額が基準になって算定されると資料に書かれておりますが、その被害想定額がどういう算定方法に基づいているのか教えていただきたい。例えば、先ほどの農一継一〇五ですと人家があるし、かなり人命の損失が想定されるというような災害の可能性もあるかもしれません。そういう被害想定額とか、算定基準というのか、その辺でBが変わってくるのかなと思ったものですから。

佐藤森林整備課長

農一継一〇五由利本荘市の砥沢につきまして、そのBの算定でございますけれども、これは国は林野庁の算定基準がございまして、例えば被害を受けた例えば住宅、道路、田んぼごとに算定の基準額が決まっております、例えば住宅でございますと440戸、1戸当たり3,000万円ということでこれで評価額が約150億円。それから道路につきましては1,100mで10億円、田んぼにつきましては300ha被害を受けるということで、これも単価、評価額が決まっております、かけると4億円というふうにトータルでまず180億円ほどの被害想定額になるということでBを出してございます。

倉部農地整備課長

詳細に対比したわけではございませんけれども、基本的にこの農地とか建物とか、みんな国の基準が決まっております、堪忍沢地区の被害想定額につきましても農地が全部で4,000万円、農業施設が建物とか1億7,000万円、作物等被害もリンゴとかございますが400万円ということで、その他に尾去沢鉱山施設等がありまして、それを積み増ししまして3億5,500万円としていますが、基本的に考え方は同じだと思っております。

## 徳重委員

ありがとうございます。最後になりますけども、公共事業全体の話になるかもしれませんが、今回、ほ場整備に関してアンケートがありました。終了直後にどのような効果があったのかということ調査されております。こういうことが可能なかどうか分かりませんが、例えば、事業が終わって5年か10年経って、農地の場合だと本当に収益が上がったのかどうか、治山事業は難しいのかもしれませんが、要するにBの検証というのは公共事業の場合、可能なものでしょうか。

## 倉部農地整備課長

今回終了地区に関しましては、完了後2年目ということで評価していただいております。本当は、ここに計画で上がっている様々な効果というのはほ場整備事業の場合、大体5年程度を目標年度として農地の集積率の目標とか作物の作付計画とかを立てているという意味では、まだ結果が出ていないほ場で今評価していただいていることとなります。県としてはそういう方式を取っていますけれども、一方でこれは国の補助金を使っておりまして、国では完了5年後にやっております。秋田県のほ場整備事業につきましては国から5年後に評価を受けておりまして、そういう意味ではより事業の効果が厳密にといいますか、正確に測られるようにしておりまして、国と県と合わせますと委員のご指摘のような意味での効果評価が出来てくるのかなあと感じております。全地区ではございませんけれども抽出してやっております。

## 徳重委員

そのような質問をなぜしたかということ、前回の専門委員会でもお話したと思いますが、国交省の場合だと、B/Cが1.0あれば、事業の効果があるということですがけれども、長期間見た場合、もしかするとB/Cが上がってくることもあると個人的には思っています。最初の初期投資にお金をかけたとしても、10年とか長い期間をみて、例えば、ほ場整備ですと、人手のことを考えて、維持管理をなるべく省略化しましょうという考え方だと思うので、もし5年とか10年とかという長期間をみて、やっぱりB/Cは当初設定したよりも上がっている、事業を進めて良かったよねというような評価ができるようなシステムがあればなと思いました。難しいかもしれませんが、もし導入されれば、県の公共事業としても非常に良い方向に進むのではないかと思ったものですから、前向きな意味としてですね。すいません、最後コメントですけれども。

松渕委員長

はい、ありがとうございました。B/Cの検証することも重要ですし、一方でどこかのタイミングで検証を切らなきゃいけないとも思いますし、難しい問題ですね。検証のためのB/Cを出して、今度は、その効果に見合うかどうか検証しないといけないので、何かエンドレスのような気もしますけれども。

関連でお聞きしますが、被害想定額の算出で、単価をかけさせて出すという、この単価というは全国一律ですか、それとも地域によって違うのでしょうか。

佐藤森林整備課長

国で示されておりますので全国一律だと思っております。

松渕委員長

分かりました。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。何かあれば最後にお伺いすることにしまして、先に進めさせていただきたいと思います。

それでは、次に建設部所管の9件について審議を行いたいと思います。担当課に説明をお願いします。

柴田道路課長

道路課所管につきましては、2件について説明させていただきますけれども、関係する案件は、継続事業が1箇所です。それと終了評価の部分が3箇所ありますが、そこから1箇所抽出ということで考えています。継続は1箇所しかありませんので、この1箇所です。終了は3箇所のうち、事業費が最も大きなものにつきましてご説明したいと思います。

最初に県一継一〇一をお願いいたします。様式7でございますけれども、神岡南外東由利線県道の改良工事でございます。大仙市の南外下袋という地区でありまして、平成22年から平成30年までの9年間をかけて、約15億円で事業をしようというものであります。この場所につきましては、資料の方の4頁をご覧ください。大仙市の南外地区でございまして、左下の方に今回の計画道路線を引いてございます。旧南外村の中心部に近い所、ここに105号線と当該路線の神岡南外東由利線が交差する部分がありますが、この部分の道路が非常に狭隘で、そしてカーブがきついということ、そのほか歩道もないという現状がありまして、ここを改良するものであります。併せまして、湯ノ又前田線という当該路線と交差する路線があるのですが、そこも接続の関係で一部改良しておりまして、現時点では400mは完成してございます。右側の方に写真がありますが、このように狭くて大型車が通行する

と一般車も交差が大変だという所でございます。

1 頁の方に戻りまして、事業の計画に至る背景というのはそこに記載されているとおりでございます。先ほどの図面も見ていただいたとおり、計画は実は車道のみ計画であります。しかしながら、全体がバイパス計画になっておりまして、現道部分の交通量が格段に落ちます。そういうことで現道部分を地域の方々が歩いていただくというふうにすることで、本線は車道のみ計画にしたコスト縮減計画も考慮してございます。いわゆる歩車道分離の形態を図ったそういう計画でございます。

計画時点の事業費は10億5,000万円ということでありましたが、現時点では15億円ということで4億5,000万円増えてございます。この理由といいますのは、記載がありますように軟弱地盤対策の増工ということではありますが、当初の概算事業費を算出する際は、いわゆる概略設計及び予備設計という現地に調査を入れずに計画するものでございます。つまり、事業を行うという承諾をいただかない中で地元に入り込んでいくことはできませんので机上での検討でございました。あと、そうは言いながらもその地域で過去に事業者実績等ありますから、そういう実績等を反映して、当該地区においては特に田んぼの地区の盛土ではあるんですけども、通常盛土で可能だろうということで踏み切ったところでございます。しかしながら、現地に入って調査しますと、田んぼが非常に軟弱で、そこに盛土をするという際には路面が沈下するという懸念がされましたことで、軟弱地盤対策が必要ということを判断いたしました。それが3億円の増額ということになっております。そのほか、先ほどもお話しありましたが、消費税の改定の関係だとか資材価格の高騰だとか、そういったのが1億円相当分ありまして、その結果4億5,000万円の増額というようになったところでございます。その4億5,000万円増額でも、まだ投資効果があるのかということもこの時点で検証しております。結果としましては、1.5の費用便益があるということで、事業継続をしたいということで本日に至っているところでございます。

事業進捗の状況につきましては、現時点で約半分の進捗をしております。用地進捗はこのペーパーに書いている時点では95%だということではありますが、今年度で用地買収100%完了という見込みでございます。

次に、3頁目を見ていただきたいんですが、点数としては83点であります。減点要素という部分は必要性の部分で、道路構造上の観点、それから道路環境上の観点2つある中で、道路環境上の観点で7点満点中2点しか取れておりません。これは何かといいますと、現道の混雑度というのが車が容量以上に走っているかということですが、この路線は地域の道路ということでさほど余計に走っているわけではないということが減点の項目になっていたり、それから現道の旅行速度が30km未満であれば加点されるものですが、この地区は

40km相当ぐらいで走っているという地域だということもありまして、そういったところが加点されていないというようなことがありまして、2点のみということになっております。

それから中ほどの下の方で効率性がありますけれども、ここでコスト縮減が今回4億5,000万円増額ということになっていきますので、それをこの評価としては入れてございません。しかしながら、先ほども言いましたように、通常ですとこういうバイパス工事をする際は歩道が必要だというふうに判断される場合は、本線歩道の計画をいたします。しかしながら地域の声を聞きながら、現道の元の交通量が格段に落ちるということがあって、現道の人々が歩くということで、もう十分に従来よりは安全性を確保されるだろうという判断の下で、コスト縮減の意味でも歩車道分離形態を図ったということもありますので、私の気持ちとしては、これは5点満点でもよろしいのかなというふうにも考えているところでございます。

それから熟度でありますけれども、進捗状況が46%であります。

そういうことで、総合的に考えまして事業を継続する80点以上ということもありますし、判定の欄はIでもありますので、事業継続が妥当だと考えております。今後につきましては、引き続きコスト縮減に努めて事業を完成させたいというふうに考えております。

それから次、建一終一1完了工区でございます。建一終一1の様式8というのがありますけれども、今回完了して2年目ということでこの評価審査をいただきたいというものであります。国道101号の能代市通町という所でございます。場所としましては、3頁の方をご覧ください。能代市の中心部から若干南側の方といいますか、国道101号が国道7号に接続する区間がありまして、これの接続部の北側になります。現道が写真左側の下にありますように2車線の形態でありまして、ここの交通量が1万台を超える状況になったものですから、4車線化が必要だという判断のもとでこの計画がされております。特に交通量が集中して多い区間、今回の840mにつきまして能代拡幅工事ということで4車線化、幅員を22mにしたものでございます。

1頁の方に戻りまして、事業の目的はただいま申しましたとおりでございます。事業期間といたしましては平成16年から平成23年まででございます。前回評価を平成20年に行っていただいておりますが、それと計画は変わっておりません。前回評価が35億円という事業費でありましたが、コスト縮減ができて、最終的には28億円で完工できたものでございます。このコスト縮減ができた理由は、不動産鑑定による結果というコスト縮減要素がありますが、これの補償費、当初概算額として見込んでいたものが、結果として詳細調査をしましたら少々安くできたということがありました。そのほかの補償物件等を詳細調査

の結果安くできたということが、トータル的に6億程の縮減ということにつながっております。費用便益については前回評価が2.4ということでありましたが、コスト縮減の効果もありまして2.6と若干上がった状況でございます。

それから2頁目に住民の満足度等を検証したのがありますが、5頁を見てください。地域の方々とそれから企業の方へのアンケートをいたしました。500部ほど配布いたしましたところ55%ほどの回収で、満足度としましては、「満足している」「おおむね満足している」が90%を超える方々が満足感を得られたということで非常に喜んでいただいているところであります。

6頁目の方に「整備効果」がありまして、右側に吹き出しがありますように時間が読めるようになったとか、早く移動できるようになったとか、そういった時間性の向上がまず感じられたこと。それから安全性にも資するようになってくれてありがたいという声もございます。そして、走りやすくなったからよかったよという意見も見受けられまして、非常にこういう声を聞きますと私たちも元気をいただける、そういうふうを感じているところでございます。しかしながら、管理状況にもありますように、拡幅工事の完成までに余りにも時間がかかり過ぎたというご指摘をいただいたり、それから道路はできたけれども除雪がちょっと不備なところがあるよというところもあつたりしておりますので、この点につきましてはきっちり受け止めまして、これからの対応に向かっていきたいと思っております。

あと道路利用者のご意見もそこに記載されたとおり、安心したというような意見をいただいております。渋滞がなくなってよかったという話もございます。喜ばれた道路を造ったのかなというように感じているところでございます。以上です。

吉尾参事（兼）河川砂防課長

続きまして、河川砂防課の事業についてご説明いたします。今回、河川砂防課所管事業でご審議いただきますのは、すべて継続評価になります。河川改修事業が2件、砂防事業が3件の計5件でございます。このうち河川改修事業、砂防事業から事業費の大きな箇所1箇所ずつ抽出しましてご説明いたします。

まず、河川改修事業ですが、インデックス建一継一〇三の4頁をお開きください。淀川という河川でございます。ここに位置図ございますが、国道341号沿いに大仙市を貫流してございまして雄物川と合流する一級河川でございます。淀川には一部で堤防がございますけれどもほとんどが堤防のない区間、無堤区間でございます。幅も狭くかなり蛇行しております。大雨が降ると度々洪水が発生して、農地をはじめとして被害が発生してまいりました。昭和62年の8月や平成19年9月豪雨などでは家屋の浸水被害も発生しております。そこ

で、平成2年度から河川改修事業に着手いたしまして、河川断面の規模として当面概ね10年に1回程度の発生確率となります毎量600tの流下量を目標としまして、更に雄物川からの逆流によりまして洪水被害を生じる恐れのある区間につきましては、近年最大の被害となる昭和62年洪水と同じ水位での築堤計画を進めているところでございます。

1頁目をお開きください。事業の計画内容でございます。事業着手は先ほど申しました平成2年で、完了が平成42年度の予定であります。総事業費は88億円と見込んでおります。事業区間は雄物川合流点から上流側、荒川という川の合流点までの14.15kmとしております。事業の背景は、先ほど申しましたとおりです。

事業費の内訳等は真ん中の表のとおりでございます。実施する工事内容といたしましては、築堤や河道掘削による河川断面の拡大、それと護岸工による堤防の保護などとなっております。

進捗の状況でございますが、進捗率18.8%で遅れております。これは個別の用地交渉に時間を要している部分もございます。それと平成9年に改正されました河川法に基づきます河川整備計画の策定に時間を要した部分が多くございます。以前は淀川の改良工事全体計画を国から認可を受けまして、それに則り事業を進めてまいりましたが、河川法の改正によりまして雄物川水系全体の将来像を見据えた河川整備の基本方針を国土交通省が策定しまして、更にその方針を踏まえて具体的な河川整備計画を河川管理者、この淀川に関しましては秋田県が策定するという仕組みとなっております。このため学識経験者による検討委員会や地元の公聴会等、様々な検討、手続きを経まして、さらにこの川は国交省が管理する雄物川に流入しておりますので国との整合を図るために協議を重ねて、平成19年度に国が策定する雄物川水系河川整備基本方針が策定され、そして平成21年度にこの淀川を含みます県が策定する仙北平鹿圏域の河川整備計画が策定されました。その間、大規模な改修はできませんで、新しい計画でも確実に実施される部分の用地買収とか河道掘削等を進めまして、近年本格的な推進が始まったところでございます。

2頁にまいりまして、自己評価の内容でございます。他の事業と同様、必要性から熟度まで5つの観点で行っておりまして、3頁には具体的な評価内容を示しております。まず、必要性につきましては、被災想定範囲や人家戸数の多さ、それから国道341号などの公共施設の浸水する恐れもありますので高い点数となっております。

緊急性につきましては、現況の流下能力が毎秒100t程度と、当面の目標である600tに比べて非常に小さく、制度上警戒を要する区間を含んでおりますので評価は高くなっております。

有効性につきましては、治水安全度が向上することから点数を付けております。

効率性につきましては、費用対効果が1.38でありまして、ほかの工区、例えば国が直轄で実施しております雄物川の河川事業などから発生土を利用したり、あるいは再生砕石を使うなどしたりしてコスト削減を図っていることから点数を上げております。

熟度につきましては、近年にも浸水被害が頻発しておりますので、事業そのものに対する地元住民や大仙市の意向は強く感じられます。また、植生に配慮した護岸ブロックの使用やコスト削減で申し上げましたことは環境によいこととございますので、そのあたり環境にも配慮しながら事業を進めているところでございます。

これら評価点を合計すると83点となり、重要性は高いと評価できますので事業の計画は妥当と判断しております。

続きまして、砂防事業でございます。インデックス建一継一〇五の4頁をお開きください。

当該流域は横手市大沢にございまして、横手市の東側、横手川を渡りまして横手清陵学院の背後にございます。複数の土石流危険渓流が集中しておりまして、土砂災害発生時には人命や財産に対する直接被害の恐れがあるほか、流域が袋小路になって通り抜けができない状況にありまして、唯一の避難道路となる市道が通行止めとなれば地区全体が孤立してしまうということで、平成5年度から事業着手してございます。初めは流出土砂が市道に堆積しないように市道沿いの渓流保全工を、渓流保全工と申しますのは護岸などの構造物を設けて渓流を安定させるための工事でございます。それと、床固工と申しまして、河床を安定させるために高さの低い砂防えん堤のような構造物を造ります。こういう市道沿いの保全工や床固工が平成9年度に完成しまして、他の事業とのバランスもございまして事業を一時中止しておりましたが、平成13年度に流出土砂による市道通行止めが発生したために調査を経まして、平成17年度に事業を再開してございます。その後、土砂流出した沢を含めて上流側2基、真木沢の1及び2においてえん堤を整備しましたが、平成22年に再度別の沢、手前の方の図面では左側になりますが、桑木沢2という沢から土砂が流出しまして市道が通行止めとなる被害が発生してございます。こちらは当初の事業計画には含まれていなかった沢でございまして、今回この沢にえん堤1基を追加する計画としております。

1頁目をご覧ください。事業の計画概要でございますが、事業期間は平成5年から平成30年までを計画しております。総事業費は、前回評価時は17億2,800万円としておりましたが、えん堤を追加したため19億4,080万円となっております。

事業規模は、砂防えん堤4基、渓流保全工が1,894m、床固工3基としております。このうち、えん堤2基と渓流保全工約900m、床固工が3基が完成しております。

事業の背景と事業費の内訳等につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。事業の進捗状況、76.4%となっております。

事業推進上の課題ですが、残るえん堤2基の計画地点に約100人の共有地がございますので、その用地取得が難航しているところです。人数の多さが難関でございますので、粛々と作業を進めてまいります。

2頁にまいりまして、自己評価の内容でございますが、必要性につきましては保全対象として人家40戸のほか、唯一の避難路となる市道やJR北上線などの交通施設、それに清陵学院も被害を受ける恐れがありますので必要性は高いと考えております。また、土砂の流出により地区の孤立が発生していることから、地元のニーズは高いものと受け止めております。また、そのような状況ですので流域の荒廃状況、危険度というものは引き続き高く、緊急性もあると考えております。

有効性につきましては、主な沢の出口に1基ずつえん堤を設けることで流域全体の安全度が高まりまして、多くの保全対象を保護することができますので、高いものと捉えております。

効率性につきましては、費用対効果1.22でございます。実施済みのえん堤では、現地発生土の一部を中詰材に使う工法を採用するなど、コスト縮減に努めておりますので高い点数になっています。

熟度につきましては、予定よりも多少遅れておりまして、先ほど申しましたとおり共有地の問題もございますので低めの点数になっております。

合計では80点となっております。必要性や緊急性などからみますと、優先度はかなり高い事業と判断してございます。以上、継続事業2件について説明いたしました。

このほかの継続箇所についても、馬踏川では一部で修正はありますけれども整備計画に則って整備を実施しております。砂防事業についても各箇所の完了に向けて鋭意事業を進めております。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

松淵委員長

はい、ありがとうございました。

ただいま建設部所管の9件のうち4件についてのご説明がありました。この説明箇所に限らず諮問箇所全体に対して、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

私から1点だけ、継続05の横手の共有地というのは、元々どういう背景で共有地になっているのでしょうか。何に使われていたと分かりますか。

河川砂防課（佐々木）

詳しくは調査中ですが地目としては山林ということで、当該集落で昔から共同で管理

してきた土地と聞いております。詳しくはこれから調査いたします。以上です。

松淵委員長

分かりました。おそらく時間も経って皆さん地元にはいらっしゃらないでしょうから、大変煩雑だと思いますけれどもよろしく願いいたします。

松淵委員長

ご意見、ご質問等お受けしたいと思います。お願いします。

山本委員

全ての箇所では評価調書の最後の方の「評価結果の当該事業への反映状況等」の欄につきまして「引き続きコスト縮減に留意しながら、事業を継続する。」とすべて書かれておりますけれども、コスト縮減に走り過ぎて、最も優先的な安全性を損なうことのないようお願いしたいと思います。

吉尾参事（兼）河川砂防課長

分かりました。全体に通ずることですけれども、気をつけてまいりたいと思います。

松淵委員長

ほかにご意見、ご質問等ございませんか。どうぞ。

一色委員

南外の建一継一〇一の神岡南外東由利線の件ですけれども、私もよく利用する道路であります。もう少しこの道路に入りやすい何かをやっていただきたいなと思っております。この道路は、知る人ぞ知る、地元の人しか知らないというような感じで、どうしても昔の方の危ない道路を通ってしまう方が多くて、信号があっても古い標識もあったりするものですから、どうしてもそちらの方に誘導されてしまいますので、新しい道路の方に誘導していただけるような工夫をしていただければいいなと思います。

柴田道路課長

ありがとうございます。通常新しい道路ができますと、その入り口には道路標識や看板等を立てながら案内をいたします。例えば右側に曲がると今の新しい道路で、どちら方向に

いきますよ。というようなものを付ける計画でおりますのでよろしくお願いいたします。

松淵委員長

よろしいでしょうか。現道は歩行者用に使っていただくという話、歩行者専用ではないですね。

柴田道路課長

歩行者専用ではないです。地域の方々ももちろん車で通ります。ただ、地域の方々にしきと自分たちみんな知っている人たちですし、歩く人たちも知っている人たちだということで、そこはそういう形、形態といいますか、使ってもらっていいと。歩道は別でもかまわないと伺っております。

松淵委員長

もし可能であれば分離対応を設ける等の工夫があればいいでしょうけれども、実態を見ながらそこらへんは対応していただければと思います。

他にご質問、ご意見等。どうぞ。

込山委員

今の南外の方にも関連しますが、バイパス事業が進められた後に既存の集落の道路も基本的には残されて、それで管理を続けなければならないという問題があると思います。やはり今回のケースで申しますと、歩道としては集落の道路は残すと。歩道としても使うというシナリオになるのですが、除雪等のコストが余計にかかってしまうというような問題はないのでしょうか。あるいは、そういうことに対応する何かがあるのでしょうか。考えをお聞かせ下さい。

柴田道路課長

やはり新しい道路ができて古い道路をなくさない限り維持管理費というのは増える形になります。しかしながら、地域の要望を受けての事業ということでもありますけれども、地域としても安全性の確保、そういったようなことから幅の広い道路、新しい道路がほしいということがあったわけでございます。このたびは旧道の方につきましては、基本的にはまだしっかり進んでいないかと思いますが、市の方に管理していただくということになります。その場合に旧道の道路については舗装の悪い所を直すとか、側溝・ガードレールの具合の悪い

所は直しながら市の方に移管するということになりますけれども、除雪につきましては、一般の交通が多く通らないような状況になりますので、ほとんど通らない状況の中で除雪作業ができることになりますから、そういった面での効率性、これは向上すると思っております。

込山委員

関連して、アンケートを見ていると、皆さんやはり除雪のことを気にしているように感じます。特に歩かされている高齢の方は能代のアンケート結果を見ると、やっぱりそのようなことが書かれていたりしますので、雪国の道路の管理のしやすさというか、特に除雪が重要になると思うのですけれども、そのあたりを何か方法を考える意味で、ある程度設計上で積極的に考えていくべきではないかなと思いました。

柴田道路課長

本当にその通りだと私たちも考えています。高齢化もしている時代でもありますし、かといって冬場歩かないというわけでもありませんので、そこは効率性を考えて多くの人たちが歩く所については無散水という形で地下水を利用したり、あるいは地中熱を利用したりして雪を融かすというようにしている所もございます。そうでない所についても通学路ですと、そこは歩道をちゃんと設けておりますので、そういう所についてはきっちり確実にすると。また、メリハリということになると思いますが、あまり通らないような歩道もちろんあるわけですし、そこは冬場は歩道通行をさせないという形をとるとか、そのようにして利用者の方々の声も聞きながら除雪の対策をしております。今回のアンケート調査でもそういう貴重なご意見いただいておりますので、今後の除雪計画でも参考にしていきたいと考えております。

松淵委員長

関連してお聞きしたい。除雪費がかかり増しになるというのはB/Cに反映されているのでしょうか。

柴田道路課長

維持管理費もちろん見込んでおりますので入れてございます。

松淵委員長

旧道にかかっていた費用もそのまま残って、さらに、こちらの新しい方にも除雪費がかか

ると。そこまで加えていますか。

柴田道路課長

旧道管理に要する費用は入れていません。市の方に管理していただくということになります。

松渕委員長

厳密にいうと特に秋田であれば、そこまでやらなきゃいけないと思います。ただ、一つおもしろいことは、アンケートで非常に安心したというのがあったので、それは金額で換算できないので、プラスアルファで考えて、プラスの評価としていいと思いますね。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

永吉委員

建一継一〇四ですけれども、山本委員からのご意見に被せるような形になろうかと思いますが、〇五の砂防ダム事業に比較して非常にB/Cの値が高いと。一方で、4頁の写真なんか見ると、民家も下流の方にありまして危険な地区だなと思うのですが、おそらく経済性と安全性の両面からしっかり検討されてやられていると思いますが、これだけB/Cが高いということもあるので、例えばオーバースペックというのは言うてはいけない部分かもしれないけれども、もう少し安全性の方を重視して、B/Cを下げてもいいのかなというような気もしますが、その辺いかがでしょうか。

吉尾参事（兼）河川砂防課長

確かに〇四、〇五を比較しますと、B/Cかなりの差がございます。〇四の方の4頁の沢が非常に近こうございまして、これ土石流が発生しますと直撃の恐れがある所でございます。加えて県道の橋もございまして、これは避難路となる県道なんです、奥の方にかなり大きな集落がございまして、冬期間になるとほかに抜ける道路が冬期通行止めとなって、ここが唯一の道路ということで、冬期間にもしここが通行止めになりますとかなり人口的にみますと1,500人以上の方が孤立してしまうというような状況になりますので、そういう意味からも直接的にB/Cには出ませんが、こういったことでB/Cは非常に高い地区となっております。そういう意味で安全度ということを先ず第一に考えていきたいと思っております。もちろん構造的には構造令に則った形でももちろん進めておりますが、その点十分に気をつけながら。オーバースペックではありませんが、安全第一ということで事業を進めてまいりたいと

考えているところでございます。

#### 永吉委員

ちなみにこの地区ですけれども、場合によっては、例えば検討段階で立ち退きという方向性もあったのかなど。今後、事業を続行して安全性を確保するのと、あるいは補償費用等あると思いますが、こちらの方々に立ち退いていただいて安全性を確保すると、そういった事業の前の計画等はあったのでしょうか。

#### 吉尾参事（兼）河川砂防課長

基本的にまず既存の土地があって財産があるところに関しましては、まずそれは基本的には守るという考え方に立っております。したがって、ハードの整備としてはそれも含めた前提としての計画となります。ただ、例えば立ち退きとか、そういった非常に極めて危ないということで、立ち退きを勧告するような制度も今の改正、土砂災害防止法が国会通りましたけれども、ああいう法律ではそういった仕組みもあることにはございます。ただ、全国的にみて立ち退き勧告されたという例はまずございませぬ。というのは、やはり私有財産ですので基本的に移転するのはまず個人の方にやってもらうということでございますので、なかなかそういった行為に対しての補助制度も十分でないということもございませぬので、こういった砂防施設を計画するにあたっては、そこらへん、例えば立ち退いてもらうということはなかなか難しいというのが現状でございます。

#### 松淵委員長

立ち退くという言葉は生々しい言葉ですけれども、先ほどの横手の地すべり対策は、人家41戸ですよ。それに対して総事業が四十何億ということで、除雪の話でもありましたけれども、そこら辺も含めて何か一步を踏み出さないと大変な時代になっているなど説明聞きながら思いました。いずれどこかで踏みきらなきやいけないのかなと個人的には思いますが、すみません、個人的な感想です。

ほかにご意見、ご質問等。

#### 徳重委員

今のお話にも関連しますが、各継続事業1番から6番までの6件でそれぞれ1頁目に「情勢の変化及び長期継続の理由」というのが公共事業継続箇所評価調書の下の方にございまして、建一継続の1番・2番・3番については、それぞれ個々の理由が載っています。4番・

5番・6番に関しては長期化した理由というところで大規模な土砂災害が発生してという、これは情勢の変化ですね。このため「ハード・ソフトが一体となった土砂災害対策の整備が急務となっている。」という文言が4番・5番・6番共通してあります。先ほどからも話題になっていますが、ハードの整備と、それから今後難しいかもしれませんがソフト関係の整備というのはどのような方向性になっていくのか、難しい質問かもしれませんが、お考えとかあれば教えていただければと思います。

吉尾参事（兼）河川砂防課長

今話題になっております土砂災害防止法という法律ございまして、これはまさにソフトのための法律でございます。一方、こういうようなハードを整備するような法律はまた別な法律で、例えばこういう砂防施設でありますと砂防法という法律がございます。それに則って粛々と今までこういう施設を整備してきたという経緯がございます。ただ、近年非常に集中豪雨が多発しまして土砂災害が頻発するような時代になってきてまして、平成11年の広島県での災害を契機として土砂災害防止法という法律ができてまして、また今年になってまた広島県でああいう災害が起きてまして改正という法律ができた、改正されたという状況でございます。これはあくまでもソフトを重視しましょうという話なんですね。施設整備だとなかなか危険箇所に対して追いつかないという経緯がございます。ただ、そういう施設を作ったところもまだ作っていないというところもひっくるめて、いざという時には命を守りましょうという趣旨から、今の土砂災害防止法ができております。それは法律はあくまでも基礎調査といいまして、全体を調査しまして危ない所の区域を決めまして、法律的には土砂災害警戒区域というのを指定することによって、市町村では警戒避難体制を整備しなければいけないという義務が課せられております。そうしたことからいざという時にそうした命を守るというような行動につながるということを期待した法律でございますので、まずはこの土砂災害の警戒区域の指定を秋田県としてはまずとりたいというふうに考えております。といいますのは、危険だと思われる区域、県で約7,700箇所くらいあるんですが、そのうち法律に基づいて警戒区域指定しているのはおよそ21%でございます。全国平均から比べてもかなり低い状況でございますので、まずはこれを何とか上げていきたいと考えております。一つには予算の制約もございますので、ただ今までの予算の付け方ではなくて、できればもっと予算を付けてというふうには我々建設部としては考えているところでございます。国会の答弁でも大臣はとにかくもう5年で基礎調査完了させるというようなことも答弁してございますので、そういった方向で何とか区域の指定速度を上げていきたいというのがまず第一点でございます。まずそれに向けて取り組んでいきたいというのが、建設部の考え方でござい

ます。

#### 松淵委員長

ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。それでは、全体を通してでも結構ですので、ご意見、ご質問等、どうぞ。

#### 齊藤委員

先ほど来からお話が出ておりますけれども、砂防事業は、今住んでいる方々の命を守るために進めていただかなければならないと思っております。しかし完成した時には、今40戸ある所が何戸になっているのかというような所は皆さん危惧されていらっしゃることも思っております。やはり将来性を考えると、こういった所は工事をして安全にしましたから、ここを中心にして地域を盛り上げていこうみたいなトータル的な流れというのはどうしても必要になってくると思いますし、そうするとまた公共事業の評価というのも変わっていかねばいけないうらうと考えております。もちろん同時に市町村との連携も必要になってくると思いますし、皆さんは県の仕事をなされて、ただその後も維持というのが、もちろん除雪もそうですけれども市町村が負担していかなければいけない部分もあったりしますが、一つ聞きたいなと思ったのは、市町村もだんだんと少子高齢化になっている現状でコンパクトシティを進めていきたいというような話が出ているかと思いますが、こういうふうにして市町村の将来性を決めていきたいので、こういうところを直してほしい、こういうところを県で負担してほしいというような話合いはされているのでしょうか。

#### 石黒建設部建設技監

これは公共事業に関わらずということだと思います。いずれ知事も市町村との共存ということをまず大前提にあげております。下水や道路の除雪もそうですが、今一番大きな問題は公共施設の長寿命化、かなり施設が老朽化してきております。しかし、一昔前のように、これを市町村と共同で負担割合を決めて、お前はお前、俺は俺というようなやり方は、これからは流行りません。やはり技術的な支援、財政的な支援、あと包括的に物事をやらなければならないということで、確におっしゃるように市町村から色んな意見を伺いまして、その状況を我々も踏まえて、できる限り限られた範囲でできるものとはにかくやろうというスタンスで、共同化の作業を進めております。ですから、今、下水の長寿命化とか、あるいは道路の除雪なんかでいろいろやっておりますけれども、これから先は防災部分などの重要な部分に関しても踏み込んでいこうかなと考えております。あまり期待する答えになっていない

と思いますけれども、ただ方向性としてはそういうことです。

#### 藤原農林水産部次長

一つ具体的な例を申し上げますと、先ほど石黒建設技監からご説明ありました下水道に関してなんですけれども、実は農林サイドで農業集落排水ということで農業集落の下水を整備してございます。それにそれぞれ処理施設というものがございましたけれども、かたや建設部で流域下水道整備をしてございます。結局、農業集落排水も老朽化して更新しなければならない、処理施設更新しなければならないという時に、やはり人口減少という問題がありますので、その時はもう処理施設を更新しないで流域下水道の方に接続して、流域下水道の方でまとめて処理しようと、そういうような取り組みを進めてございます。そういった形で農林水産部、それから建設部が連携を取りながら、おっしゃいましたコンパクトシティに向けて頑張っていきたいと思っております。

#### 齊藤委員

大変ありがとうございました。皆さんも同じように思っていて進めていただいているということに安心しました。農地と地域とでは比較はできないでしょうけれども、農地も集積して実績を上げていますし、地域を集積していくことも今後必要なのかなと思っております。実際にそういった方向に向かっているというのは安心しました。ありがとうございました。

#### 松淵委員長

県と市町村との協働政策会議等もありますが、市町村から要望を取り込み、優先順位を付けて、先ほどお話しがあった長寿命化とか水道・下水道そこから着手して進めている段階ですよね。システムの共同化とか色々ありますから手を付けられるところからやっていくと。

そこで、繰り返しになりますけれども、限界集落のことですが、そこに住んでいらっしゃる人に大変申し訳ない言い方ですけども、そこにまで除雪しに行かなければならないし、水道や下水道、電線も繋がなければいけない。だけれども命を守るというのが住民からすれば一番大切なことなんです。安心安全に住んでもらうためにも、もう少しだけ踏み込んだ議論が必要になってくるのかなと。その会議等で、そういう議論をしていただければいいなという気がしております。これも個人的な感想です。

#### 石黒建設部建設技監

公共事業というのは、公共の福祉ということで個人の財産には踏み入れられないというの

が現在の法体系でございまして、もしこれを変えるとすれば、民法から憲法からあらゆる関係法令を変えないとできないと思います。しかしながら、公共事業を行っている、本当に投資効果があるのかなと思うところもございまして、1件であれば立ち退いていただいた方ははるかに安いという部分もたくさんございまして、ただ、ここに関しましてはやはり生活権そういうものは決して侵害することはできませんので、今おっしゃたような議論がこれから深まることを期待しながらも、まずは、今の事業を続けていきたいと思っております。

#### 松渕委員長

特区で何かそういうことができないかなど、検討を進めてもらえばなという感じがします。本当は防災など色んなものが絡まっているので難しいとは思いますが、秋田県は人口減少、高齢化進んでいて、限界集落も増えてきている現状をみると、そうした特区の中でやはり何かしないといけないと思っておりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

ほかにご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

#### 一色委員

私、自主防災アドバイザーでお手伝いさせていただいております、現場に行きますと自主防災の話を聞きに来る方はご高齢の方が多いです。そういった方々がよく口に出す言葉が「県でこんなすばらしい建物を造ってくれたから私の所は大丈夫。国でこういうふうにやってくれたから大丈夫」というすごい安心感を持っていらっしゃる方がとても多いです。しかしながら、モノには限界があるのでこういうものを建てたときに一言「最後は自分の判断」というところを説明会等の場で言っていただければと思っておりますがどうでしょうか。

#### 石黒建設部建設技監

避難施設とか防災施設とか様々な施設をつくりまして、ただ、おっしゃいますようにモノには限度がございまして、色んな災害で専門家の人、あと実際に被災した人が言うのは、助かるか助からないかの判断はまさに自分の判断だったということで、色んな防災の関係で説明する際は基本的にはハードの施設で守りますが、最後は自主防災ですと。特に3.11の津波のときもそこらへんが明確でしたので、説明会等ではある程度話しはしているつもりです。ただ、なかなかこれを実行するとしても一朝一夕にできるものではございません。やっぱり自主防災組織ができていて、それを反復して何回も何回も練習とか訓練することによって初めてできると思っておりますので、今後とも機会あるごとにそうした啓蒙をしてみたいと思っております。

一色委員

ありがとうございました。今回の意見を取り入れさせていただきまして、現場の方で活用させていただきます。

松渕委員長

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは意見が出そろったということで判断させていただいて、委員会としての意見を集約したいと思います。今日出ました各委員の意見を今後の業務を行う点で参考としていただくものとしまして、県の評価これを妥当と認め、県の対応方針を「可」と決定したいと思います。よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

松渕委員長

はい、ありがとうございます。それでは県の対応方針を「可」とするものと決定させていただきます。

以上で、本日の審議を終わります。ご協力大変ありがとうございました。

司会

松渕委員長におかれましては、長時間にわたる議事進行本当にありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても多くの箇所の審議となりましたが、円滑なご審議にご協力いただきましてありがとうございました。

本日の議事録につきましては、事務局で案を作成しまして、ご確認いただいた上で県のホームページに掲載させていただきます。

最後になりますが、今回の委員会が今年の最後の委員会となります。わずか2回の開催でございますが、委員の皆様には大変貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。事務局からも厚く御礼申し上げます。

それでは、これもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。